

令和8年度障害児（者）歯科健診・歯科治療連携推進事業業務委託仕様書

1 目的

心身に障害があるため、歯科保健指導や診療を受ける機会が少ない施設の入所児者等に対し、歯科医師等による巡回健診等を実施し、治療が必要な障害児者について、適切な治療に結び付けられるよう支援を行うとともに、地域で歯科健診や治療が受けられる環境づくりなどが図られるよう取組を推進し、もって障害児者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

3 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「入所施設等」とは、次の障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助

(2) 「通所事業所等」とは、次の障害福祉サービスを行う事業所をいう。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援 等

(3) 「障害福祉施設」とは、(1)で示す「入所施設等」及び(2)で示す「通所事業所等」をいう。

(4) 「協力歯科医療機関」とは、障害福祉施設の利用者等に対し、定期的な歯科健診や治療、口腔・歯科に係る技術的な助言等を行うことのできる歯科医療機関で、協力の申し出があった医療機関をいう。

4 委託業務の内容

業務内容は以下(1)から(4)のとおりとする。

(1)から(4)の対象施設は県内に所在する障害福祉施設とし、選定方法は、県が希望の有無を調査し、受託者に情報提供を行う。希望調査に基づき県と受託者で協議の上、実施施設を選定する。

なお、実施に当たっては、障害児者の特殊性を鑑み、これら障害児者の福祉の向上が図られるよう適切な配慮を行うものとする。

(1) 歯科健診・歯科治療の連携推進に関すること

ア 巡回歯科健診の実施に関すること

障害福祉施設へ巡回歯科健診を行い、受託者は治療を要する障害児者のため、

4(1)イの歯科治療連携コーディネーターを配置し、必要な歯科治療が受けられる歯科医療機関を紹介することなどにより、障害児者の口腔の健康の保持に必要な支援を行う。

なお、巡回に当たり、希望があれば県の所有する「巡回歯科診療車」を受託者に貸与し、これを用いて当該業務を行うことも可能とするが、その場合、受託者は巡回歯科診療車の維持管理（車検代・車体整備費、各種保険料、重量税等を含む）に関する業務を行うこととする。ただし、事故等への対応については、受託者の負担で行うものとする。

(ア) 対象施設等

県内に所在する障害福祉施設及び在宅障害児者。ただし、健診・診療の機会が確保されている障害福祉施設及び在宅障害児者は除く。

(イ) 施設等の選定

県は障害福祉施設に対し、歯科保健巡回診療指導の実施希望の有無を調査し、受託者に情報提供を行う。希望調査に基づき県と受託者で協議の上、実施施設を選定する。

(ウ) 実施施設数 40施設程度

(エ) 巡回歯科健診の内容

- ・ 歯科健診（歯科治療が必要な障害児者のトリアージ含む）
- ・ 歯科診療（必要に応じてフッ化物塗布、歯石除去）

(オ) その他

巡回歯科健診は、受託者にて確保した歯科医師等により、適切に実施すること。

イ 歯科治療連携コーディネートに関すること

障害児者への歯科診療に専門的な知見を有する者（歯科治療連携コーディネーター）を配置し、巡回歯科健診により治療の必要がある障害児者に対し、適切な治療が可能な歯科医療機関の選定・調整・紹介等（紹介状の作成等）を行う。

（全身麻酔下による治療の依頼も含む。）

治療先の歯科医療機関の選定については、巡回歯科健診を実施した障害福祉施設の職員等から希望や問合せ等があった場合は可能な限り対応すること。

(2) 協力歯科医療機関の配置に向けた調整に関すること

県内に所在する障害福祉施設のうち、協力歯科医療機関が未配置の施設を対象に協力歯科医療機関の配置を促進する。

なお、入所施設等を優先するが、調整状況に応じ、通所事業所等が希望した場合は、対象とすることを妨げない。

ア 実施施設数

30施設を目安に調整を実施する。

イ 協力歯科医療機関の配置に係る啓発及び地域の連携体制の構築

- ・ 受託者は障害福祉施設や地域の歯科医療機関に対して、協力歯科医療機関の配置に関する理解を深めるための啓発を行う。
- ・ 地域の歯科医師会等へ必要な情報を提供し、施設と協力歯科医療機関間の調整

時や調整後に、必要な協力を得られるよう連携体制を構築する。

(3) 歯科講話（研修）実施に関すること

障害児者の口腔の健康を維持するためには、施設従事者等に対し口腔健康管理についての理解を促す必要があることから、施設従事者等を対象に障害者歯科に関する講話を行う。

ア 実施回数 30回程度

イ 実施形態 原則、対面による実施とする。

ウ 受講者 障害福祉施設の施設従事者、利用者等及びその保護者

エ 講師 講義するテーマに精通している歯科医師及び歯科衛生士等

オ 内容 障害児者の口腔健康管理に対する知識や技術の習得を図ることのできる内容とし、受講施設等の要望も踏まえることとする。また、使用する資料はイラストや図表等を使うなど、口腔健康管理に対する知識がない者でも理解しやすい構成とすること。

(4) 障害者歯科に係る人材育成のための研修に関すること

障害者歯科に対する知識や経験が浅い歯科医師に対し、障害者歯科に精通した歯科医師等による現場研修等を行い、地域において障害者歯科に対応できる歯科医師の育成を図る。

ア 実施回数 30回程度

イ 実施形態 原則、対面による実施とする。

ウ 受講者 障害者歯科に対する知見や経験の浅い歯科医師

エ 講師 実務経験を持ち、障害者歯科に精通した歯科医師等

オ 内容 障害者歯科に係る実践的な知識や技術の習得に資する内容とする。

5 報告

受託者は、別に定めるところにより知事に対して事業の実施状況等について、報告するものとする。

6 個人情報の取り扱い

本仕様書の業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとする。

7 その他

業務の実施に必要な人員、資機材等については、委託料の範囲内において、受託者が確保するものとする。